

番号利用法による国家資格の登録に関する事務における特定個人情報の利用について

1 番号利用法による国家資格の登録に関する事務における特定個人情報の利用について

令和3年の番号利用法改正により、国家資格の登録に関する事務について、個人番号を利用し、情報連携を可能とすることにより、国家資格の登録や変更手続における戸籍謄（抄）本や住民票の写しの添付を省略することが可能となった。

そこで、国において、令和6年度（予定）より、国家資格等のデジタル化を開始することとされ、デジタル庁において、個人番号との情報連携などを行うためのシステム（「国家資格等情報連携・活用システム」）の開発が行われる。

具体的には、各省庁が所管する各種免許・国家資格等のうち、税・社会保障に関する32国家資格の手続きについて、①国家資格に係る申請等の手続きのオンライン化、②個人番号による住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携、③国家資格等情報連携・活用システムの構築、④マイナンバーカードを活用した認証等を行うことで、業務の効率化を図ることとされた。この32国家資格のうち、保育士、栄養士、准看護師、介護支援専門員の4資格については、都道府県が資格の管理者（登録等を行う者）となる。

よって、県においては、この4つの資格の管理事務において、デジタル庁が開発する「国家資格等情報連携・活用システム」を利用することとなるため、個人番号を利用し、特定個人情報のデータベースを保有することとなった。このシステムの開発が令和5年4月以降に開始されることから、特定個人情報保護評価を実施する。

<税・社会保障等に係る32資格>

・税・社会保障等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル化の検討を行い、令和6年度のサービス開始を目指す。

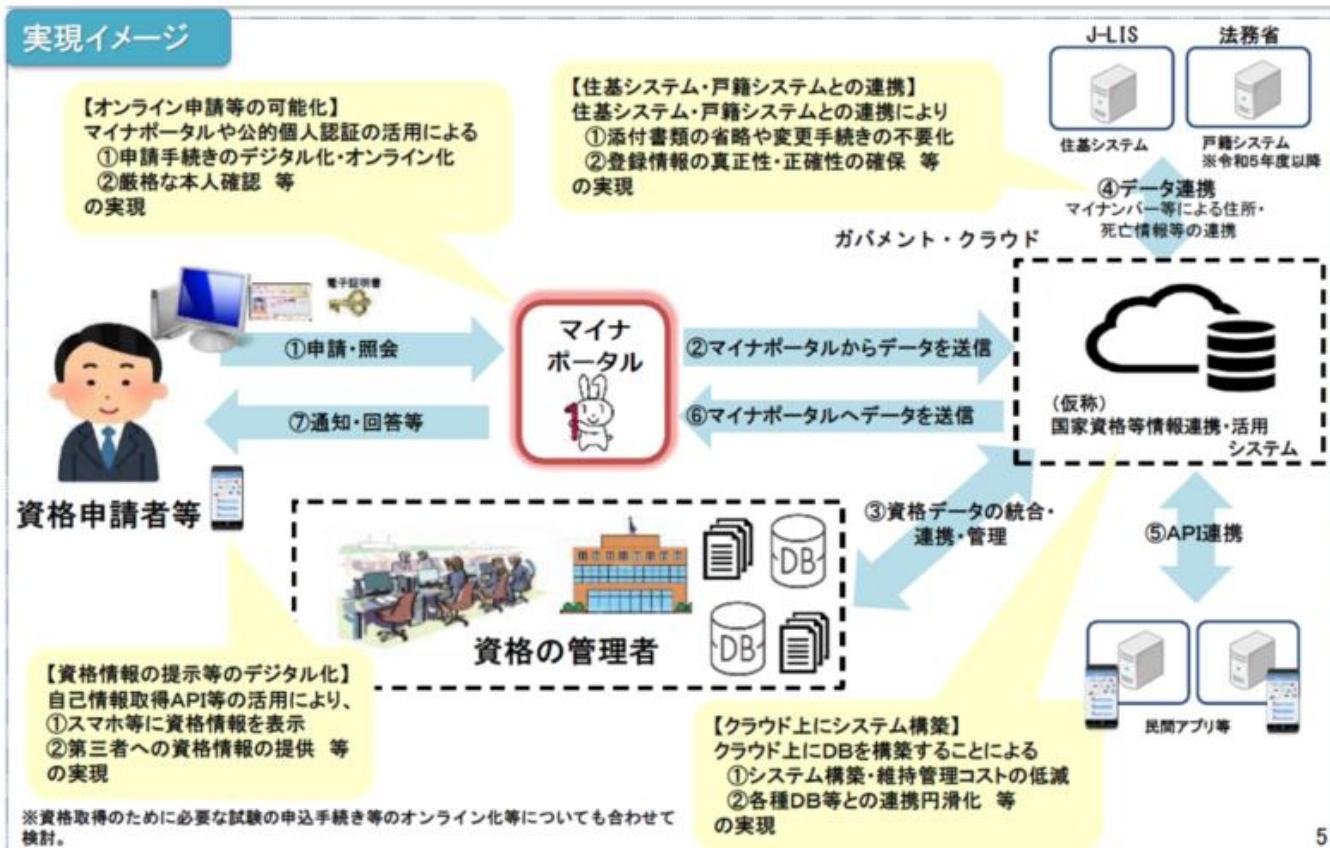
① 医師	⑫ 言語聴覚士	㉓ 介護福祉士
② 歯科医師	⑬ 臨床検査技師	㉔ 社会福祉士
③ 薬剤師	⑭ 臨床工学技士	㉕ 精神保健福祉士
④ 看護師	⑮ 診療放射線技師	㉖ 公認心理師
⑤ 准看護師	⑯ 歯科衛生士	㉗ 管理栄養士
⑥ 保健師	⑰ 歯科技工士	㉘ 栄養士
⑦ 助産師	⑱ あん摩マッサージ指圧師	㉙ 保育士
⑧ 理学療法士	⑲ はり師	㉚ 介護支援専門員
⑨ 作業療法士	⑳ きゅう師	㉛ 社会保険労務士
⑩ 視能訓練士	㉑ 柔道整復師	㉜ 税理士
⑪ 義肢装具士	㉒ 救急救命士	

（出典：厚生労働省「国家資格のデジタル化に係る資格管理事務の特定個人情報保護評価の実施に係る解説」）

2 今後のスケジュール

令和5年3月 特定個人情報保護評価書を審議会に報告
 令和5年4月中旬以降 国家資格等情報連携・活用システムの開発開始
 令和6年度中（予定） 国家資格等情報連携・活用システムの運用開始

※ 国家資格等情報連携・活用システムの実現イメージ



(出典：厚生労働省「国家資格のデジタル化に係る資格管理事務の特定個人情報保護評価の実施に係る解説」)